新旧対照表

現 行	改定	主な変更・追加等
広島市週休2日工事等試行要領(土木工事)	広島市週休2日工事等試行要領(土木工事)	
(趣旨) 第1条 本要領は、広島市発注の土木工事における働き方改革促進の一環として「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」(以下「週休2日工事等」という。)を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。	(趣旨) 第1条 本要領は、広島市発注の土木工事における働き方改革促進の一環として「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」(以下「週休2日工事等」という。)を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。	
(定義) 第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、4週8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (1) 「対象期間」とは、工事着手目(準備期間は含まない)から工事完了日(後片付け期間は含まない)までとし、次の期間は対象期間から除く。ア年末年始6日間、夏期休暇3日間イ工場製作のみを実施している期間ウ災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間(工事全体を一時中止している期間を含む) (2) 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。 (3) 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業(工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。)が完了した日をいう。 (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (5) 地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督職員との協議により、対象期間内において振替日を設定できるものとする。 (6) 対象期間内の累計現場閉所日数の割合(「現場閉所日実績の累計日数」/「対象期間の累計日数」)(以下「現場閉所率」という。)が28.5%	(定義) 第2条 本要領における「週休2日工事等」について、以下のとおり定義する。 (1) 「対象期間」とは、工事着手日(準備期間は含まない)から工事完了 日(後片付け期間は含まない)までとし、次の期間は対象期間から除く。 ア 年末年始6日間、夏期休暇3日間 イ 工場製作のみを実施している期間 ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間 (工事全体を一時中止している期間を含む) (2) 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着 手する日をいう。 (3) 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業(工事完成検 査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。)が完了した 日をいう。 (4) 地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督職員との協議によ り、対象期間内において振替日を設定できるものとする。	週休2日及び休2日交替制の共通の定義を記載

現行	改定	主な変更・追加等
	2 本要領における「週休2日」について、以下のとおり定義する。	週休2日の定義を記
	(1) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休	載
	以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。	
	(2) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を	
	<u>行ったと認められる状態をいう。</u>	
	(3) 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間(28 日)ごとに分けた	
	期間をいう。	
	なお、4週間に満たない期間(工事完了日の関係で28日確保できない	
	等)は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月	
	単位の週休2日を達成しているものとみなす。	
	(4) 対象期間は前項(1)∼(3)と同じとする。	
	(5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と	
	認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作	
	業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。	
	(6) 対象期間内の累計現場閉所日数の割合(「現場閉所日実績の累計日数」	
	/「対象期間の累計日数」)(以下「現場閉所率」という。)が28.5%	
	(8日/28日)以上の場合に、週休2日が達成されたものとする。	
2 本要領における「週休2日交替制」とは、	3 本要領における「週休2日交替制」 <u>について、以下のとおり定義する。</u>	 週休2日交替制の定
	(1) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技	義を記載
術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組	術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組	
をいう。	をいう。	
	(2) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働	
	者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をい	
	<u>5.</u>	
	(3) 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間(28 日)ごとに分けた	
	期間をいう。なお、4週間を満たない期間(工事完了日の関係で28日確	
	保できない等)は、通期で4週8休以上の休日を確保したと認められる	
	場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。	
(<u>1</u>) 対象期間は <u>前</u> 項(1)~(3)と同じとする。	(4) 対象期間は <u>第1</u> 項(1)~(3)と同じとする。	
(2) 「週休2日交替制工事」においては、対象期間内に現場に従事した技	(5) 対象期間内に現場に従事した技	
術者及び技能労働者の平均休日数の割合(「技術者及び技能労働者の平均	術者及び技能労働者の平均休日数の割合(「技術者及び技能労働者の平均	
休日日数」/「対象期間の累計日数」)(以下、「休日率」という。)が、2	休日日数」/「対象期間の累計日数」)(以下、「休日率」という。)が、2	
8.5% (8日/28日) 以上の場合に、週休2日交替制が達成された	8.5% (8日/28日) 以上の場合に、週休2日交替制が達成された	

現行	改 定	主な変更・追加等
ものとする。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能者は、対象外とする。	労働 ものとする。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。	一時的の期間を明記 (これまで Q&A に記
(対象工事) 第3条 対象工事は、原則、広島市が発注する全ての土木工事とする。	(対象工事) 第3条 対象工事は、原則、広島市が発注する全ての土木工事とする。	載)
(実施方法) 第4条「週休2日工事等」の発注方式は、「発注者指定型」と (1) 「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により実施する をいう。		
2 「週休2日交替制工事」は、「週休2日工事」での発注が困難な場合 施する。	・、実 2 「週休2日交替制工事」は、「週休2日工事」での発注が困難な場合、実施する。	
3 発注者は、対象工事において特記仕様書に「週休2日工事」等の記象である旨を明記するものとする。	行対 3 発注者は、対象工事において特記仕様書に「週休2日工事」等の試行対象である旨を明記するものとする。	
4 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、原則、土曜日・日曜を現場閉所日とした計画を立て、施工計画書の提出時に、「 <u>休日等取得画表兼実績表</u> 」に工事着手日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記発注者に提出すること。 (1) 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所は休2日工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本と大きさはA3サイズ以上とする。 記載内容の例	計 を現場閉所日とした計画を立て、施工計画書の提出時に、「 (水日取得計画表し、 表 」に工事着手日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記し、発注者に提出すること。 (1) 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所に「週	広島県の帳票を使用することにより
週休2日工事この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む試行工事です。発注者:広島市○○○○○受注者:○○○○○○○○○○	週休2日工事この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む試行工事です。発注者:広島市○○○○○課受注者:○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

現行	改 定	主な変更・追加等
(2) 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日、現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。 (3) 受注者は工事途中に「週休2日」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。	(2) 「週休2日工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日、現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。 (3) 受注者は工事途中に月単位又は通期の「週休2日」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。	
5 「週休2日交替制工事」を実施する場合、受注者は、契約締結後7日以内に、「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて提出すること。 (1)「週休2日交替制工事」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所に「週休2日交替制工事」である旨を明示すること。記載内容は前項(1)の「記載内容の例」を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。 (2)「週休2日交替制工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日を、現場閉所を行う場合は現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。 (3)受注者は工事途中に「週休2日交替制」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。	内に、「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて提出すること。 (1)「週休2日交替制工事」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所に「週休2日交替制工事」である旨を明示すること。記載内容は前項(1)の「記載内容の例」を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。 (2)「週休2日交替制工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日を、現場閉所を行う場合は現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。 (3) 受注者は工事途中に月単位又は通期の「週休2日交替制」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。	
る場合、受注者は、契約締結後7日以内に、「週休2日交替制工事」の実施 希望する旨を発注者に書面にて提出すること。	る場合、受注者は、契約締結後7日以内に、「週休2日交替制工事」の実施 希望する旨を発注者に書面にて提出すること。	
(実施報告) 第5条 「週休2日工事」を実施した工事の受注者は、対象期間終了後、速 やかに「休日等取得計画表兼実績表」に、現場閉所日等の実績を記入し、 発注者に提出しなければならない。 (1) 発注者は、「週休2日工事」を実施した工事の受注者から提出された「休 日等取得計画表兼実績表」及び「工事週報」により、現場閉所日の取得 実績について確認を行うものとする。	(実施報告) 第5条 「週休2日工事」を実施した工事の受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日取得計画表」」に、現場閉所日等の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。 (1) 発注者は、「週休2日工事」を実施した工事の受注者から提出された「休日取得計画表」」及び「工事週報」により、現場閉所日の取得実績について確認を行うものとする。	
2 「週休2日交替制工事」を実施した工事の受注者は、「 <u>休日取得状況表</u> 」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。	2 「週休2日交替制工事」を実施した工事の受注者は、「休日取得状況表(交替制)」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。	

現行	改 定	主な変更・追加等
(1) 発注者は、書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等	(1) 発注者は、書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等	
(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓	(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓	
練等の記録資料等)を受注者から提示を求め、休日率の状況を確認する	練等の記録資料等)を受注者から提示を求め、休日率の状況を確認する	
ものとする。	ものとする。	
(経費等の補正)	(経費等の補正)	
第6条 「週休2日工事」の場合は、対象期間における現場閉所状況に応じ	第6条 「週休2日工事」の場合は、対象期間における現場閉所状況に応じ	
た補正係数を乗じて、設計計上するものとする。	た補正係数を乗じて、設計計上するものとする。	
なお、市場単価(港湾工事は補正対象外)については別表1又は別表2	なお、市場単価(港湾工事は補正対象外)及び	
の補正係数を、土木工事標準単価については別表 3 の補正係数	土木工事標準単価については別表1から3までの補正係数	
を乗じて補正済み単価を算出する。	を乗じて補正済み単価を算出する。	
(1) 当初設計時において、4週8休以上であった場合の補正係数	(1) 当初設計時において、 <mark>月単位の</mark> 4週8休以上であった場合の補正係数	
を乗じて設計計上するものとする。ただし、対象期間における現場閉所	を乗じて設計計上するものとする。ただし、対象期間における現場閉所	
状況が、 4週8休に満たなかった場合は、最終変更契約時にお	状況が、月単位の4週8休に満たなかった場合は、最終変更契約時にお	
いて、同条第3項(1)の	いて、同条第3項(1)の通期の4週8休以上の補正係数に減じて設計変更	
	するものとし、通期の4週8休も達成できなかった場合は、補正係数を	
減じて設計変更するものとする。	除 いて設計変更するものとする。	
(2) 現場での施工期間(実作業日数)が土曜日及び日曜日を跨がない7日	(2) 現場での施工期間(実作業日数)が土曜日及び日曜日を跨がない7日	
間未満の工事については、対象期間における現場閉所状況が4週8休に	間未満の工事については、対象期間における現場閉所状況が4週8休に	
満たなかった場合であっても4週8休以上であったものとみな	満たなかった場合であっても <u>月単位の</u> 4週8休以上であったものとみな	
す。	す。	
ただし、この場合、受注者は「 <mark>休日等取得計画表兼実績表</mark> 」に対象期	ただし、この場合、受注者は「 <mark>休日取得計画表</mark> 」に対象期	
間の前後の土日の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。	間の前後の土日の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。	
発注者は、当該「休日等取得計画表兼実績表」を技術管理課へ報告す	発注者は、当該「休日取得計画表」」を技術管理課へ報告す	
ること。	ること。	
First Committee of the		
2 「週休2日交替制工事」の場合は、対象期間における技術者及び技能労		
働者の休日確保状況に応じた補正係数を乗じて、設計計上するものとする。	働者の休日確保状況に応じた補正係数を乗じて、設計計上するものとする。	
なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価については、補正の対	なお、市場単価(港湾工事は補正対象外)及び	
象としない。		
<u>また、</u> 土木工事標準単価については別表の補正係数を乗じて対正済の単価を急出する	土木工事標準単価については別表 <u>1から3まで</u> の補正係数を乗じ て結正済な単価な	
て補正済み単価を算出する。 (1) 当初設計時において、 4週8休以上であった場合の補正係数	て補正済み単価を算出する。	
	(1) 当初設計時において、月単位の4週8休以上であった場合の補正係数	
を乗じて設計計上するものとする。ただし、対象期間における技術者及	を乗じて設計計上するものとする。ただし、対象期間における技術者及	

現 行	改 定	主な変更・追加等
び技能労働者の休日率の状況が、4週8休に満たなかった場合は、最終変更契約時において、同条第3項(2)の	び技能労働者の休日率の状況が、月単位の4週8休に満たなかった場合は、最終変更契約時において、同条第3項(2)の通期の4週8休以上の補正係数に減じて設計変更するもととし、通期の4週8休を達成できなかった場合は、補正係数を除いて設計変更するものとする。 (2) 現場での施工期間(実作業日数)が土曜日及び日曜日を跨がない7日間未満の工事については、対象期間における技術者及び技能労働者の休日確保状況が4週8休に満たなかった場合であっても月単位の4週8休以上であったものとみなす。ただし、この場合、受注者は「休日取得状況表(交替制)」に対象期間の前後の2週間の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。発注者は、当該「休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。	
3 現場閉所率あるいは休日率の状況に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象としない。 (1) 週休2日工事 ①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)) ・労務費1.05 ・機械経費(賃料)1.04 ・共通仮設費率1.04 ・現場管理費率1.06	3 現場閉所率あるいは休日率の状況に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象としない。 (1) 週休2日工事 ① 月単位 (4週8休以上) 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上) _ ・労務費 1.04 ・機械経費(賃料) 1.02 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.05	月単位の補正率を記載
② 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率 25.0% (7日/28日)以上28.5%(8日/28日)未満))	② 通期 (4週8休以上) 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上) - 労務費 1.02 - 機械経費 (賃料) 1.02 - 共通仮設費率 1.02 - 現場管理費率 1.03	通期の補正率を記載
3 4週 6 休久上 4 週 7 休未満 (現場利用率 21.4% (6 日 / 28 日) 以上 25.0% (7 日 / 28 日) 未満) ・労務費 1.01 ・機械経費 (賃料) 1.01 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 4 4 週 6 休未満 (現場閉所率 21.4% (6 日 / 28 日) 未満)		4週8休以外は削除

現 行		主な変更・追加等
・補正なし (2) 週休2日交替制工事 ①4週8休以上_(休日率28.5% (8日/28日)以上)」 ・労務費 1.05 ・現場管理費率 1.03 ② 4週7休以上4週8休未満(休日率25.0%(7日/28日)以上28.5% (8日/28日)未満)) ・労務費 1.03 ・現場管理費率 1.02 ③ 4週6休以上4週7休未満(休日率21.4%(6日/28日)以上25.0% (7日/28日)未満)) ・労務費 1.01 ・労務費 1.01	(2) 週休2日交替制工事 ① 月単位(4週8休以上)休日率28.5%(8日/28日)以上) ・ 労務費 1.04 ・ 現場管理費率 1.03 ② 通期(4週8休以上)休日率28.5%(8日/28日)以上) ・ 労務費 1.02 ・ 現場管理費率 1.01	月単位の補正率を記載 通期の補正率を記載 4週8休以外は削除
 ④ 4週6休未満(休日率21.4%(6日/28日)未満) ・補正なし (工期設定) 第7条 発注者は、週休2日等が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。 2 週休2日等の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。 	(工期設定) 第7条 発注者は、週休2日等が確保できるよう適正に工期を設定しなけれ ばならない。 2 週休2日等の確保を理由とする工期延期については認めないものとす る。	
(工事成績評定) 第8条 発注者は、対象期間において週休2日等を達成できた場合、工事成績評定の「2.施工状況」、「II.工程管理」の「その他」及び「5.創意工夫」において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「8. その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。 なお、評定の対象とならないものについては、「休日等取得計画表兼実績表」等により施工実績を証明するものとする。	(工事成績評定) 第8条 発注者は、対象期間において週休2日等を達成できた場合、工事成績評定の「2.施工状況」、「II.工程管理」の「その他」及び「5.創意工夫」において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「8. その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。 なお、評定の対象とならないものについては、「休日取得計画表」」等により施工実績を証明するものとする。	
2 発注者は、明らかに週休2日等に取り組む姿勢が見られず、4週4休未満 (現場閉所率又は休日率 14.3%未満)であった場合、受注者への聴き取り を実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。	2 発注者は、明らかに週休2日等に取り組む姿勢が見られなかった 場合、受注者への聴き取り を実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。	聞き取り対象を改正

現 行	改 定	主な変更・追加等
3 週休2日等を達成できなかった場合において、減点 (ペナルティ) は行わないものとする。	3 週休2日等を達成できなかった場合において、減点(ペナルティ)は行わないものとする。	
(アンケート調査) 第9条 週休2日工事等の検証を行うため <u>に、「発注者指定型」の受注者、または「受注者希望型」で希望とした</u> 受注者は、技術管理課からアンケート調査の依頼があった場合、回答に協力すること。	(アンケート調査) 第9条 週休2日工事等の検証を行うため、 	全て発注者指定型となったことから修正
(提出書類の虚偽) 第10条 休日等取得計画表兼実績表等の提出又は提示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。	(提出書類の虚偽) 第10条 「休日取得計画表」 等の提出又は提示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。	
(その他) 第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受 注者が協議して定める。	(その他) 第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。	
附則 この要領は、平成31年3月1日から施行する。(平成31年3月1日以降の公告から適用) 附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日以降の積算から適用) 附則 この要領は、令和2年8月1日から施行する。(令和2年8月1日以降の積算から適用) 附則	算から適用) 附則 この要領は、令和2年8月1日から施行する。(令和2年8月1日以降の積 算から適用) 附則	
この要領は、令和3年8月1日から施行する。(令和3年8月1日以降の積算から適用) 附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年4月1日以降の積算から適用)	この要領は、令和3年8月1日から施行する。(令和3年8月1日以降の積算から適用) 附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年4月1日以降の積算から適用)	

現 行	改 定	主な変更・追加等
附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年4月1日以降の積算から適用) 附則 この要領は、令和5年10月20日から施行する。(令和5年10月20日以降の積算から適用) この要領は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年4月1日以降の積算から適用) この要領は、令和6年5月1日から施行する。(令和6年5月1日以降の積算から適用)	附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年4月1日以降の積算から適用) 附則 この要領は、令和5年10月20日から施行する。(令和5年10月20日以降の積算から適用) この要領は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年4月1日以降の積算から適用) この要領は、令和6年5月1日から施行する。(令和6年5月1日以降の積算から適用) この要領は、令和6年8月15日から施行する。(令和6年8月15日以降の積算から適用)	
別表1 土木工事市場単価の補正係数 (週休2日工事に適用) 補正係数 名称 区分 4週6休以上 4週7休未満 4週8休未満 4週8休未満 4週8休以上 4週8休以上 4週8休以上 4週8休以上 4週8休以上 4週8休以上 4週8休以上	別表1 土木工事市場単価の補正係数 名称 区分 週休2日 週休2日交替制 通期 月単位 通期 月単位 鉄筋工 1.02 1.04 1.02 1.04 <後略>	「4週8休以上」以外は 削除
※単価の構成が材料のみの加算額の場合は補正しない。 ※週休2日交替制工事には適用できない。 別表2 下水道工事市場単価の補正係数(週休2日工事に適用)	即まり、エ小光工事士相光圧の持工校***	補足説明を修正
別表2 下水道工事巾場単価の補正係数	別表 2 下水道工事市場単価の補正係数 名称 区分 週休2日 週休2日交替制 通期 月単位 通期 月単位 硬質塩化ビニル管設置工 1.01 1.02 1.01 1.02 <後略>	「4週8休以上」以外は 削除

現行					改定				主な変更・追加等		
※週休2日交替制工事には適用できない。										補足説明を修正	
別表3 土木	施工単価の補正係	系数 <u>(週休2日</u>]	[事に適用]		別表3 土木施	正単価の神	非正係数				
			補正係数					補正			
名称	区分	4週6休以上 4週7休未満		4週8休以上	名称	区分	<u>週休</u> 通期	: <u>2日</u> 月単位	<u>週休2</u> 通期	日交替制 月単位	「4週8休以上」以外は
区画線工		1.01	1.03	1. 05	区画線工		1.02	<u>月平</u> 匹 1.04	1.02	<u>月平江</u> 1.04	削除
	1	 					 <後				
別表4 土木	施工単価の補正係 		<u>交替制工事に適</u> 月 : (週休2日交替				<削	『 今~			
	区分	4週6休以上					△月リ	休/			別表3に統合され
		4週7休未満	4週8休未満	4週8休以上							制除
区画線工		<u>1.01</u>	<u>1. 03</u>	<u>1. 05</u>							
		<u><後略></u>									